

**日本国農林水産省とアラブ首長国連邦気候
変動・環境省との間の農業及び水産業の
分野における協力覚書**

2023年7月17日、日本国農林水産省とアラブ首長国連邦気候変動・環境省(以下、個別に「当事者」、総称して「両当事者」という。)は、

以下の認識に至った。

第1項 目的

本協力覚書(以下、「本覚書」という。)の目的は、農業及び水産業の分野における両当事者の二国間協力を推進することである。

第2項 協力分野

両当事者は、次の分野における協力の機会を求める。

- a. 食料生産
- b. 持続可能な漁業管理
- c. スマート農業及び革新的な農業技術
- d. 動物衛生
- e. 新たな植物の品種の保護
- f. 両当事者の所管の範囲内で相互の同意によって決定された他の分野

第3項 協力の形式

第2項で特定される分野における両当事者間の協力は、以下の形式を取ることができる。

- a. 可能な場合の知識又は情報の交換
- b. 必要に応じ、専門家の往来
- c. 必要に応じ、共通の関心分野に関する会議の開催
- d. 必要に応じ、人員の研修
- e. 協力分野への認識の向上に関する経験の共有
- f. 両当事者の書面によって決定された他の協力の形式

第4項 共同作業委員会

1. 両当事者の代表者から成る共同作業委員会は、本覚書の目的を実現するため設立される。共同作業委員会は、2022年9月に署名された「日本国とアラブ首長国連邦との間の包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ(CSPI)の実施に関する共同宣言」に基づいて設置された農業、環境及び気候変動に関する小委員会が扱う協力分野のうち、上記第2項で特定される分野に関して、専門的及び技術的な協議を必要とする場合に開催される。共同作業委員会は、本覚書に基づく作業の進捗を両当事者並びに農業、環境及び気候変動に関する小委員会に定期的に報

告する。

2. 共同作業委員会は、追求すべき最初の協力プロジェクトを立案する行動計画を策定する。行動計画は、必要に応じて共同作業委員会の開催時に更新及び修正される。

第5項 実施

1. 両当事者は、第2項で特定される分野の協力プロジェクト及び活動の実施に向けて最大限に努力する。
2. 両当事者は、必要に応じて、戦略的パートナー（政府機関、非政府組織、研究機関及び民間企業を含むが、これらに限定されない。）と関与し、協働するよう努力する。
3. 本覚書の実施は、両当事者によって共同で決定される。

第6項 機密情報

1. それぞれの当事者は、他方の当事者から受け取った又は提供された情報の機密性を常に確保する。
2. 一方の当事者の商標又はロゴの使用及びその他のすべての権利は、両当事者の書面による同意に従う。

第7項 紛争解決

本覚書に関する紛争は、協議を通じて両当事者により友好的に解決される。

第8項 本覚書の地位

本覚書は、適当な場合には、いかなる条約、協定、又は二国間、地域間若しくは国際的な協定においても、それぞれの当事者の義務に影響を与えない。

第9項 開始、期間及び終了

1. 本覚書は、両当事者による署名の日に開始し、5年間継続する。一方の当事者が、更新を希望しない旨を終了の日として指定する日の少なくとも90日前までに他方の当事者に書面で通知しない限り、本覚書は、同様の期間、自動的に更新される。
2. いずれの当事者も、終了の日の90日前までに、書面による通知を送付することにより、本覚書を終了させることができる。
3. 本覚書の終了は、両当事者により相互に決定されない限り、本覚書に基づいて実施されるいかなる活動又は作業計画にも影響しない。

第10項 修正

本覚書は、両当事者によって採用された手順に沿い、両当事者の書面による同意によって修正される。

第11項 法的義務

本覚書は、両国の国内法令に抵触する法的義務を生じさせない。

第12項 独立性

両当事者は法的、規制的及び財政的な自主性を保持する。

第13項 写し

本覚書は、2023 年7月17日に、アブダビにおいて、日本語、アラビア語及び英語で作成され、それぞれ2通に署名された。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国農林水産省

アラブ首長国連邦
気候変動・環境省

野村哲郎
日本国農林水産大臣

マリアム・ビント・ムハンマド・アルムハイリ
アラブ首長国連邦気候変動・環境大臣